

第九章 兵事

第一節 概說

我が國民建國以來尚武の氣象に富んでゐる。往時國民皆兵の制度であつたが、その後武士の階級を生じ紀元一千八百五十二年、後鳥羽天皇の建久三年源賴朝が鎌倉に幕府を開いてからは、兵馬のことは専ら武門の掌るところとなり、足利氏を経て徳川氏に至つてゐる、然るに王政復古の後從來の武士を廢して國民皆兵の制を立て、明治五年兵部省を廢して陸軍省海軍省をおき、同年十一月に發布した徵兵令によつて全國の壯丁を兵籍に編入した。續いて明治十二年に徵兵令の改正があり服役年限を十年とし、常備、豫備、後備、國民の四役とし、男子は満十七才より満四十才まで兵役に服せしむることとなつた。

明治十五年一月明治天皇は特に軍隊に勅諭を下賜され

一、軍人は忠節をつくすを本分とすべし。

一、軍人は禮儀を正しくすべし。

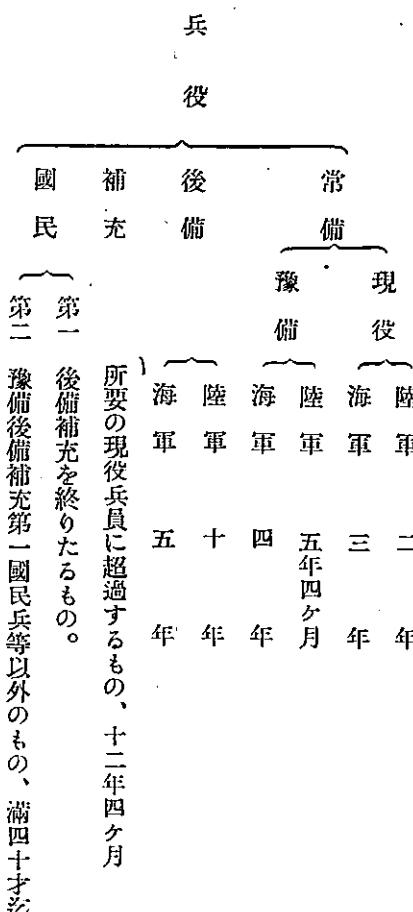
一、軍人は武勇を尙ぶべし。

一、軍人は信義を重んづべし。

一、軍人は質素を旨とすべし。

とて、軍人の守るべき五德を訓諭し給ひ、これを貫くに至誠を以てすべき旨を御示し遊ばされた。

こゝに於て軍隊教育大いに進み、士氣自ら振ひ軍紀も厳正になつた。その後多少の變遷は経てゐるが、現在は左の如くである。



本村は陸軍は第三師團に屬し、名古屋聯隊區に編入せられ、海軍は第二海軍區に屬し、吳鎮守府へ編入せられてゐる。本村出身者で明治十年西南の役、明治二十七八年日清戰役、明治三十七八年日露戰役及び大正三年乃至大正九年の戰役

濟南の役に從軍して殊勳を立てたるものは甚だ多い。

第二節 戰役從軍者及戰病死者

一、各戰役從軍者並戰病死者調

戰役種別	從軍者	戰病死者	有勳者	備考
西 南 の 役	六	三九	一	
日 清 戰 役		一八一	二三	
臺 湾 土匪討伐		八	四	
大正三年同九年戰役	一三七		一	
濟 南 事 變	一一二	二	一三三	九
	○	七二		
		六		

二、西南の役戦病死者名

戰死年月日	死因及場所	隊號	號	役種官等	勳等功級	大字名	氏名
明治十年七月十六日	日向陸下峰ニ戰死	歩兵第六聯隊	豫備歩兵一等卒		大屋敷	前田新右工門	

三、明治二十七八年戰役戰病死者名

戰病死年月日	死因及場所	隊號	號	役種官等	勳等功級	大字名	氏名
明治二十七年十月八日	公洲平站病院ニテ	歩兵五十五聯隊	歩兵一等卒				
明治二十七年十月十七日	平壤病院ニテ病死	歩兵第六聯隊	豫備歩兵二等卒				
明治二十九年三月廿三日	第三師團衛戍病院ニテ病死	歩兵第六聯隊	豫備歩兵一等卒				
明治二十九年十二月廿八日	太平港項ニテ戰死						

四、明治三十七八年戰役戰病死者名

戰病死年月日	死因及場所	隊號	號	役種官等	勳等功級	大字名	氏名
明治三十七年五月六日	旅順口ニテ戰死	海兵團(兵藝隊)					
同 八月卅一日	首山堡ニテ戰死	歩兵第六聯隊					
		現役步兵上等兵					
		現役步兵一等卒					
		豫備歩兵一等卒					
勤八等	勤七等功七級	大屋敷					
豐田	勤八等功七級	大屋敷					
江口元一郎	丹羽代次郎	丹羽代次郎					

戰 病 死 年 月 日	死 因 及 嘢 所	隊 號	役 種 官 等	勳 等 功 級	大 字 名 氏 名
戰 病 死 年 月 日	死 因 及 嘢 所	隊 號	役 種 官 等	勳 等 功 級	大 字 名 氏 名
明治四十三年十月廿九日 大正三年十月三日	臺灣宜蘭ニテ病死 臺灣サカヘン社ニ テ戦死	臺灣步兵第一聯隊	現役歩兵二等卒		
大正八年九月廿日	露領沿海州ニヨリ スノニテ病死	同	同		
步兵六十八聯隊	現役歩兵一等卒	現役歩兵一等卒	現役歩兵一等卒		
豐 田	大 森 清 一	大字名 氏 名	外 坤	大屋敷	前田徳三郎

五、明治四十三年生蕃討伐戰病死者名

第三節 帝國在郷軍人會大口村分會

第一項 沿革

日露戰役は前古未曾有の大事で、此の役に出征した勇士等は、よく困苦と戰ひ、缺乏に耐へ、北滿の野に於てよく鎗砲火の下に命を致して赫々たる名譽を荷ひ、凱旋したのは明治三十九年十月以降であつた。而して是等出征軍人は各々その品性の向上につとめ、皇恩の無窮に感銘し帶動者としての榮譽を保持し、各々家業に精勤し、一面軍人精神を練磨して、軍事能力を増進し、一朝有事に際しては、御奉公を全うし以て地方軍人思想を啓發し、協力一致地方公共の爲に努力する目的を以て、明治三十九年末頃大口村在郷軍人團なるものを組織したのである。爾來團員の協力によりて入營兵の豫備教育、簡閱點呼の指導、戰病死者の祭典及遺族の慰問、在營者の慰問其の他公共の事に盡くせし事は非常に多く大いに其の面目の達成に勉めた。明治四十二年國防完備の一端として、此等在郷軍人團が各個の目的を以て、全國各市町村に設立せられてあるものを、連繫統一して未だその設立を見ない地方には、その行動を整齊完全にし、在郷軍人をして地方良民の模範とならしむると同時に、益々軍人精神の鍛練と軍事智識の増進とを圖り、併て會員の相互扶助慰籍の方法を講ずる趣旨によつて、その組織の變更を促されて同年十一月帝國在郷軍人會大口村分會なるものの設立を見るに至つた。

第二項 活動の状況

創立以來會員並に幹部の極めて熱心に、且つ眞摯な態度によつて年を逐ふて發達の域にすゝみ、事業の重なるものは四大節に於ける、勅語奉讀及遼拜式、行幸啓の際に於ける御警備、忠魂碑の建設、戰病死者遺族の救護、現役者及出征者の家族慰問及扶助、講演會、謙習會の開催、活動寫眞の映寫等の精神的事業及現役兵又は補充兵として入營するもの豫備教育及未教育補充兵の軍事教育、青年の指導誘掖等に於ける、軍事的事業、非常時に於ける罹災者の救護及官憲の援助等に於ける社會事業に萬全を期すると共に、地方公共の事業に盡した事は頗る多い。今や會員數は三百九十名の多數を算し、茲に一大團結をして愈々事業を進展し、世人の期待に副ひ、在郷軍人の責務を達するために、分會を分ちて各班となし、各字に班をおきて指導統一を適切にし、益々事業の實施を確實にして、地方中堅を以て自他共に任じ、良民良兵の實を擧げるのに努めつゝある。

第三項 分會長

本會の分會長は次の通りである

一、陸軍歩兵少尉 野田正昇——二、陸軍歩兵中尉 社本仁左衛門——三、陸軍歩兵少尉 酒井豊延

第四項 忠魂碑

一、豊田忠魂碑

忠勇奉國の英靈を永遠に祀る大口村南部忠魂碑は豊田東奈良子秋葉堂の西眺望絶佳なる御嶽山に建設されて、道行く人の尊敬を受けて居る、碑は二基て一つは從軍記念碑即ち、西南役、明治三十七八年戦役記念、今一つは報國烈士碑即ち明治三十七八年戦役記念碑で有る。其の建設の経過及び奉仕状態は次の通りである。明治三十七八年戦役後に西南の役と兩役を記念する爲豊田、秋田、大屋敷の三大字（當時の大田村）共力して、從軍記念碑を作つたが、此が建設の位置について意見纏らず、遺憾乍ら久しく其の建設を見ない中に、明治三十七八年戦役起り、凱旋後三十九年から四十年に掛けて報國烈士碑が舊太田村の金で出来た。其の時の建設委員は丹羽三九郎と社本仁左工門の兩人であつた。今度も碑は出來ても其の建設の位置について意見百出して、容易に決定しなかつたが豊田共有地なる現在の御嶽山が眺望もよく適當といふので此の地に決定され、山の定石は木曾川で買入れ、大口村外坪迄舟で運び、外坪から車で運搬して、明治四十年兩役共に建設されたのである。建設後三大字の在郷軍人に依つて維持奉仕をした。即ち建設費用残金で二年毎に樹木の手入をなし、敷地は在郷軍人分會豊田班で八剣社の宮掃除の際に掃除をして來たのである。昭和四年から右維持

費用は在郷軍人分會豊田班に譲られた。昭和六年に八剣社氏子の寄附金で敷地を西方へ二十坪許り擴張し庭石を入れて修理し、面目を一新するに至つた。護國の英靈も嘸地下に微笑む事で有らう。現今は大口第一校の兒童が毎月其の掃除に奉仕して居る。

碑文

1 従軍記念碑

武功併力山河萬里敷其勇忠烈銘肝姓字千年磨不磷

正六位 八木離選

西南役

戰死陸軍兵卒 前田新之右衛門

陸軍兵卒 前田淺十郎

同 大森宇吉

同勳八等 安藤勝次郎

明治三十七八年ノ役

忠死 陸軍歩兵一等卒 大森鎌三郎 陸軍一等卒勳八等 大森鶴三郎 陸軍二等軍曹 村田元三郎

同 一等卒 前田海之助 同 一等卒 大森領太郎 同 輜重輜卒

同 一等卒勳八等 社本市太郎 同砲兵一等卒勳八等 丹羽喜三郎 同一等軍曹勳八等社本七五郎

同 步兵二等卒 宮地市之丞 同 上等兵勳八等 社本藤太郎 同 二等卒 鈴木徳三郎

同 一等卒 三輪淺次郎 忠死同 一等卒 三輪菊三郎

明治三十七八年戰役從軍者

氏名平假名順

戰死者

丹羽代治郎 士田定一 松岡喜造 古池五助 江口元一郎 宮地鐵次郎

病死者

土田治三郎 前田鐵次郎 社本善十郎

生存者

稻山美濃助 井上龜右工門 丹羽德次郎 丹羽梅吉 丹羽録一 丹羽保明
 丹羽喜三郎 丹羽銀三郎 丹羽宮吉 丹羽榮次郎 丹羽實源 土田忠治
 大島長三郎 大島角平 大森與左工門 大森金作 大森政治郎 大森眞一
 大森仙太郎 吉村濱之丞 柳村宗五郎 大森金作 大森政治郎 大森眞一
 野田正昇 野田源市 松岡政市 左右田甚六 中野清十郎 村田小三郎
 前田和七 前田銀一 前田庄作 松岡喜代末 松田熊三郎 前田斧三郎
 安藤谷三郎 安藤綱五郎 安藤熊吉 佐藤藤松 佐藤鶴吉 佐藤正逸
 安藤綱五郎 古池代五郎 古池鍊一郎 古池金三郎 近藤榮次郎
 安藤谷三郎 古池代五郎 古池鍊一郎 古池金三郎 近藤榮次郎
 安藤綱五郎 佐藤藤松 佐藤鶴吉 佐藤正逸 佐藤重太郎

佐藤廣一 佐竹彥三郎 社本仁左工門 社本斧三郎 社本富雄 社本常七 社本猶一
 社本猪太郎 社本筆三郎 社本作太郎 社本金兵衛 社本光太郎 社本繁三郎 社本七五郎
 社本茂三郎 社本豊吉 江口豊一 江口半之丞 江口豊一郎 江口鈴一郎 江口勇次郎
 江口庄次郎 江口實郎 鈴木徳三郎 鈴木兼市 鈴木國作 鈴木國十郎 鈴木幸十郎
 鈴木定逸 鈴木廣一 前田海之助 設立者

丹羽郡太田村尙武會
名古屋市江川丁工 石匠中島和吉書影

二、小口忠魂碑

小口城跡丘上に毅然として聳え立つ戰役記念碑は、大字小口内の西南の役以降、日獨戰役までの忠魂を永遠に傳へる爲めに建設せられたとの事で、大正五年二月二十六日起工し凡そ百九十人の在郷軍人の人夫手傳ひを要して、同年五月四日竣工し、同年十月七日盛大な建碑式を舉行された。此が建設委員は次の通りである。

在郷軍人會長 在郷軍人會長 主任 酒井豊延 丹羽金重 仙田愛之助 酒井覺郎 酒井鉢三郎 酒井又助 大塚幾次郎
 伊藤松太郎 仙田徳十郎 宇野外太郎 仙田賛式 西村金八 前田繁夫 藤田信十郎
 江口金松 笹山照 宇野昌伍 大塚多賀 田山地祐治 笹山省太郎 田山地久七

寺澤富三郎 前田信十郎 丹羽兼藏
酒井傳右工門 安藤勝一 水野廣一
寺澤彌右工門 渡邊秀太郎 尾關金松
長谷川清正 江口鐵十郎 酒井孝吉
川橋甚三郎 川橋奥右工門 丹羽政榮

廣瀨吉太郎 宇野憐重郎
寺澤貫一 吉田才助
江口彌十郎 酒井銀吉
水野鶴藏 水野宗太郎
酒井定一 酒井房一
酒井房一 田中源次郎
大島政次郎 酒井文平
高木兼吉

仙田貞次郎
寺澤美之吉
宇野昌伍
田山地祐治
梅田範助
水野光太郎
酒井政重
舟橋守之助
吉田内藏七
舟橋庄次郎
近藤春吉
川橋友三郎
近藤萬次郎
水野石五郎
舟橋常吉

海軍一等水兵 勳八等
陸軍步兵一等卒勳八等功七級 同 同
同 勳八等

江口金六 田中平重 酒井源治
酒井勘三郎 松山濱吉 丹羽鈴吉
酒井鐵郎 江口久次郎 安藤斧太郎
安藤斧太郎 前田治作 下川重吉
前田清次郎 田中銅次郎 前田清次郎
梅田政市 酒井和充

陸軍輜重輸卒 勳八等	寺澤 三七一郎	陸軍輜重輸卒	水野彌一郎
同	同	同	同
	酒井伊三郎	丹羽實太郎	川橋金右衛門
	同	同	同
	倉地徳三郎	同	廣瀬牧太郎
同	同	同	前田庄五郎
	水野平八	同	近藤藤右衛門
	前田儀三郎	同	
臺灣土匪討伐從軍者			
陸軍歩兵上等兵 勳八等	近藤武信	陸軍歩兵一等卒 勳八等	水野宮一
同	同	渡邊伍三郎	同
陸軍歩兵一等卒	酒井延次	同	丹羽肇逸
日獨役 従軍者		舟橋東一	
海軍一等水兵 勳八等	舟橋東一	海軍二等信號兵曹 勳七等	舟橋富市
海軍二等信號兵曹 勳七等	丹羽孜	伊藤増造	
臺 石			

向テ左 人皇第百二十二代今上天皇御即位記念

大正四年十一月

向テ左 丹羽郡大口村大字小口尙武會

帝國在郷軍人會大口分會小口班

奉仕狀態 絶えず中小口少年團員が清淨作業に奉仕してゐるので常に尊嚴を保持してゐる。尙五年毎に一回小口區在郷軍人團の主催で祭典を行ひ花火、獅子、角力等の餘興をなす。

第四節 日本赤十字社愛知支部大口村分區及 愛知婦人會愛知支部大口村委員區

赤十字社の事業は一千八百五十九年イタリーソルフェリノーの會戰の際戰禍の慘に測隱の情やみ難く、高潔なる義心を起したスイス人ヘンリー、ジユアント氏が始めて發起企畫したもので、曹佛戰爭のときなぎは其博愛仁慈の情極度に發揮して非常に有効な働きを現したものである。其の後此の事業の精神は普く各國政府及國民の一一致的努力によつて急に隆盛におもむいたのである。我が國に於ては明治四年の頃から一部の人の間には是非とも將來はこれを國民的事業として完成せなければならぬと唱へられてゐたが、十字の徽章が禍して其の成立を見るに至らなかつたのである。その後佐野常民伯がヨーロッパから歸朝し赤十字社の完成に盡力されてゐたが、明治十年西南戰爭が突發した際博愛社をして戰地におもむき傷病者の救護につとめられたがその始である。佐野伯はウキーン駐在公使だつたので彼の地に在中事業の精神は素より、赤十字社と云ふもの、組織を詳細に研究しこの事業の將來に多大の望みを囁し歸朝後は我國に

於けるこの事業の完成にその一生を捧げやうとまで決心してゐられたのであつた。然るに西南戦争においても一般國民はいふに及ばず、當局者中にさへその趣旨が徹底せず博愛社の解散論さへ唱へる者があつた位事業の前途は極めて苦境に陥つたのであつたが、石黒夫妻の如き私財を投じ相携へて非常な困難を冒して幻燈で宣傳行脚に努められたのを初めとし同志の決死的努力が報るられてか明治十九年萬國赤十字社聯盟に加入することとなつたのである。越へて明治二十一年には博愛社を改名し、日本赤十字社となつたのである。

我が大口村では町村合併以前に置いて各町村で夫々本社の事業に賛して社員の募集につとめ時々分區總會を開いて、赤十字社事業の普及を謀つてゐた。明治三十九年現在の大口村となつてからは、日本赤十字社愛知支部大口村分區と稱して社員數も年々増加し、今日に至つたのである。社員の數は次の如くである。

昭和七年三月調	有功社員	特別社員	終身社員	正社員	合計
○	八	三二六	一一七	四五一	
二	一六八	四一	一一二		
昭和八年三月調	特別會員	終身會員	通常會員	合計	

赤十字社と同じ目的を以て立つた愛國婦人會は奥村五百子の主唱によつて、明治三十四年二月二十四日に創立したるものである。我が大口村では本會の事業を接けて赤十字社員募集と同様に會員を募集して赤十字社分區總會を開く度毎に本會の總會を併せて行ひ本會の趣旨の普及を助けてゐる。本村に於ける會員數は次の通りである。

昭和八年三月調	特別會員	終身會員	通常會員	合計
○	八	三二六	一一七	四五一
二	一六八	四一	一一二	
昭和八年三月調	特別會員	終身會員	通常會員	合計

一、赤十字社の備考

- 1、有功社員 金五〇〇圓以上を一時に納付したもの
- 2、特別社員 金二〇〇圓を一時に納付したもの
- 3、終身社員 正社員を終りたるもの

一、婦人會の備考

- 1、有功會員 一時に金五〇圓以上納付したる者
- 2、特別會員 金二圓宛十個年納付したる者
- 3、終身會員 通常會員を終りたる者
- 4、通常會員 金一圓宛十個年納付したる者

一、海員掖濟會備考

- 通常會員 金一圓四十錢宛十個年納付のもの

第五節 大口村尙武會

大口村尙武會は明治三十九年十月一日行政區劃變更により、合併前の各村の尙武會は自然消滅したので明治三十九年

十一月一日村在住者の世帯主を會員として、大口村尙武會を創立した。忠君愛國の精神、尙武の氣象を振興し、本村出身軍人の慰問救恤をなし、軍隊を優遇するを以て目的としてゐる。現役兵として徵集せられ在營一ヶ年以上で除隊するものに對しては、軍服軍帽一揃を贈り、現役兵志願兵教育召集兵の入隊、除隊の出發、歸郷に對しては、別項會則中に規約を設けてその歎送迎を行つてゐる。在郷軍人會大口村分會に對しては基本金造成の趣旨を以て、大正九年から金三千圓に達するまで毎年三百圓宛補助することとし、昭和五年度で満了した。其の他毎年五十圓づつ招魂祭費に充つる趣旨で、在郷軍人分會に補助をしてゐる。其他在郷軍人経常費を補助する。又尙武會は基本財産蓄積規約を設け、大正九年から施行してゐる。左に尙武會規約、尙武會基本財産蓄積規約を上げる。

大口村尙武會規約要項

第一章 總 則

一、本會は本村出身軍人を慰籍し軍隊を優遇し及び尙武の氣象を振起せしむるを以て目的とす。

二、本會は大口村尙武會と稱す。

一、本會の會員は本籍寄留を問はず本村に住居するものを總て會員たる者とす。

第二章 役員組織

一、本會に左の役員を置く

- 會長一名 村長に委嘱す。
- 一、會長は本會一切の事務を總理す。
- 一、本會の役員は總て無給とす。
- 一、本會役員にして會務のため出張したるときは實費を給す。
- 一、委員會開議の期日は會長これを通告す。
- 一、委員會は會長を以て議長とす。議長故障あるときは委員會に於て代理者を互選するものとす。
- 一、會議の規則及庶務細則は會長に於て定む。

第三章

- 一、本會は毎年二月委員會に於て翌年度會費の收支預算等を許決し併て前年度の收支決算を認定するものとす。
- 一、本會の會計年度は毎年四月一日に始まつて翌年三月三十一日に終るものとす。
- 一、前條に依り歎送迎の場合は左の如く舉行するものとす。

第四章 事業

- 一、徵兵現役海軍志願兵の入營又は除隊、歸郷の節は會長より關係區長へ通報し受持區長及委員は本會を代表し村界その他適宜な場所に歎送迎するものとす。
- 一、前條に依り歎送迎の場合は左の如く舉行するものとす。

一、歎送迎には必ず尙武會旗を用ひ他の旗幟は一切用ふべからず。

二、歎送迎の場合は所在氏神社境内若しくは適當の場所に集合し入營者に對しては、社前に於て雛杯を擧げ然る後に歎送をなす。

一、歸郷者に對しては歎迎の場合には祝杯を擧ぐるものとす。

一、前條に要する費用は一人の場合は二圓二人の時は三圓一人を増す毎に一圓を増して支出す。

一、海軍在營者に對し隨時慰問狀を發送するものとす。

一、在營者の家族貧者にして疾病等により產業を營む能はざる時は會長は適宜若干の金品を贈與し或は耕耘を補助することあるべし。但し天災地變の罹災により悲境に陥る者ある時は一時臨機の處置をなすものとす。

一、在營者戰死若くは公務に關し死亡負傷したるものある時は吊慰料として金五圓以内を其遺家族に贈與するものとす。戰死の場合ば村葬とす。

一、軍隊演習行軍に際し軍隊宿泊又は野營の節は本會を代表して役員をして各本部(中隊以上)を訪問するものとす。

一、軍隊宿泊の時は村長と協議の上委員出張役場事務を補助するものとす。

一、戰時事變又は演習に際し軍需品の供給を命ぜられた時には本會その責に任じ速かに調達の要務を辨するものとす。

一、前項取扱ひに關する實費は本會の負擔とす。

一、本規約明治三十九年十二月より施行す。

大口村尙武會費賦課方法及徵收期限規程

第一條 本會費賦課期日を定めて賦課する科目課率左の如し

科 目	賦課期日	課 率
一、第一種會員割	七月一日	會員一人に付二十錢
二、戶 數 割	七月一日	特別稅戶數割二萬六百七十圓一圓に付き二錢五厘
三、第二種會員割	四月一日	壯丁一人に付き五十錢

第二條 會費は賦課期月現在の壯丁及會員並に村稅特別戶數割負擔の標準に依り其納稅義務者に賦課す。

第三條 會員は左の期月中に於て會長其期日を定めて金額を徵收す。

一、第一種會員割 七月 中 二、第二種會員割 四月 中

第六節 帝國軍人後援會大口村分會及日本海員掖濟會愛知支部大口村委員部

本村に於ける帝國軍人後援會大口村分會は我が帝國軍人後援會の前身である。軍人遺族救護會が創立せられた明治

三十九年同時に本村にもその分會の創立を見たのである。明治三十九年五月帝國軍人後援會と改稱せられるに至つて本村分會の名も又改稱せられる事となつた。本會の目的は帝國軍人の後援並に軍人として後顧の憂なからしめると共に、義勇奉公の精神の涵養に努めるとの主旨の下に戰死者及び公務に因する傷病死者の遺族の慰問救護、軍人で不具廢人となつた者の救護、現役又は應召者の家族の救援、軍人及びその遺族の天變地異に依る貧困の救護等に努めるのである。本村に於けるこの會員は遺憾ながら目下一人もなし。明治十三年海員の養成保護をなし海運業の發達を圖り延いては國運の伸長を期する目的を以て、日本海員振興會が創立せられた。其の後明治四十四年本村にもこの委員部が設立せられたのである。かくして爾來普通會員の養成救護をなし海員の宿泊に便宜を與へ勵勉善行海員の表彰をなし、海員及び海員家族傷病者の治療、老廢海員の救濟、職務死亡海員の遺族の救護、高等海員の養成等をなし、一朝有事の場合には海員の供給をなす等、國家の爲に或は海員の爲に力を盡して來たのである。但し此等の事業は軍人後援會と同じく本會にて行ひ、當委員部及分會は其の出資をなすに留まるのである、本村に於ける本會員は現在八名の少數に留まる。

第十章 警察と消防

第一節 警 察

一、管轄署の沿革

何れの國、何れの時代を問はず警備の必要は云ふまでもない事であるが、文化の進むに従つて益々其の必要を感じ現今の警備、警察の事務は極めて繁雜である。我が村のその變遷を尋ねるに明治維新までは、各字毎に警備の役をおいたものであるが、明治四年廢藩置縣の制が布かれるに及んで一新して、明治九年十二月從來小牧代官所の支所である小牧屯所（愛知縣第四區小折村大字布袋町字郭公河原）であつた。現犬山街道に南面したるバラック式の屯舎に修築を施して一宮出張第一屯所となした。同十二年十一月稻置（今の犬山町）警察署布袋分署となり。同十九年三月一宮警察署布袋分署となり、同十一月獨立して布袋警察署となり、同二十三年十月稻置分署を管下に配屬して小折警察署犬山分署となし、大正十三年四月布袋警察署犬山分署は獨立して犬山警察署となつて現在に及んでゐる。

二、本村管轄區域の沿革

本村は大口村と改稱される以前は太田村（今の豊田、秋田、大屋敷）小口村（今の小口、余野）富成村（今の河北、